

公 示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)
第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 30 日

徳島県公安委員会委員長 岡田 好史

1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏 名 又 は 名 称 及 び 所 在 地	法人の場合は 代表者の氏名	型 式 の 概 要			検定 番号
		遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	
豊丸産業株式会社 愛知県名古屋市中村区長 戸井町三丁目12番地	永野光容	規 則 ぱちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	eA夏色日記GO	豊 丸 産 業 株 式 会 社	15878
株式会社銀座 東京都品川区西品川一丁 目1番1号 住友不動産大 崎ガーデンタワー	後藤正人	規 則 回胴式 第 6 条 第 2 号 遊 技 機	L スマスロ 聖戦士ダンバイン MF	株 式 会 社 銀 座	15879
株式会社 大都技研 東京都台東区東上野一丁 目1番14号	木原海俊	規 則 ぱちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	e／押忍番長漢の頂／L09	株 式 会 社 大 都 技 研	15880
株式会社 ジェイビー 東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号	堤 順一	規 則 ぱちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	eフィーバー戦姫絶唱シンフォギア4F	株 式 会 社 ジェイビー	15881
株式会社 ニューギン 愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目56番地	新井悠司	規 則 ぱちんこ 第 6 条 第 1 号 遊 技 機	PデビルマンN4ーS	株 式 会 社 ニューギン	15882

2 検定の有効期間
公示の日から3年間